

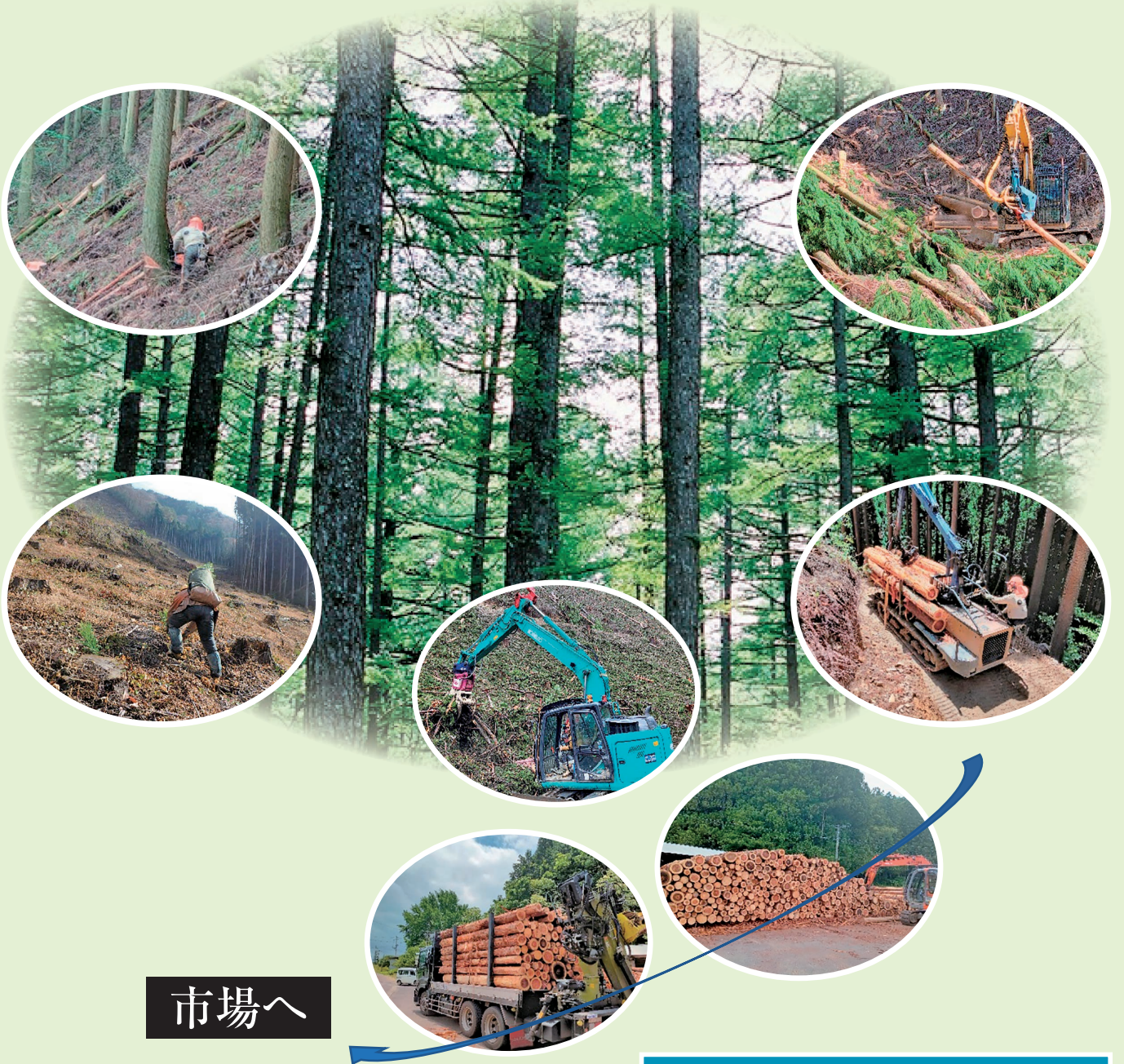
新たな飛躍を誓う

# 高津川森林



第45号

令和7年8月1日発行



市場へ

伐採と並行し地拵え作業も行い  
コンテナ苗を植栽し、森林資源  
を循環させます。

発行

## 高津川森林組合

〒699-5132 益田市横田町454-1

TEL (0856) 25-2667

FAX (0856) 25-2967

URL <http://www.takatugawa-forest.jp>

E-mail [info@takatugawa-forest.jp](mailto:info@takatugawa-forest.jp)

## 令和7年度(第27回) 通常総代会開催

5月29日、益田市有明町のグラントワ 小ホールを会場に来賓の方々を多数お迎えし開催いたしました。

総代総数 190名  
本人出席 65名  
委任出席 なし  
書面出席 89名

全議案原案どおり可決されました。



### 『令和7年度通常総代会議案』

- 第1号議案 令和6年度事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案について
- 第2号議案 令和7年度事業計画設定について
- 第3号議案 令和7年度における借入金の最高限度額決定について
- 第4号議案 令和7年度内における1組合員に対する貸付金の額の最高限度について
- 第5号議案 余裕金預け入れ先決定について
- 第6号議案 役員報酬決定について
- 付帯決議事項 本議案の決議事項について行政庁の指示等による軽微な修正は理事会に一任する。

### 令和6年度事業報告

令和6年度の事業報告並びに決算報告でございますが、職員の労働安全対策として安全衛生委員会・総括安全パトロール等を実施し、労働災害防止に対する意識向上を図ってまいりました。残念ながら、昨年発生した行動災害により休業災害「ゼロ」記録が途絶えてしまいました。こうした事例を基に「なぜなぜ分析」を行うなど、さらなる意識の向上を図り、改めて休業災害「ゼロ」記録の継続に努めてまいりました。

販売部門では森林作業道16.7kmを開設し、木材生産コストの削減に努めてまいりました。

木材生産量は、計画数量11千m<sup>3</sup>に対し12千m<sup>3</sup>を超える取扱となりました。木材価格はウッドショック以前より若干高い状態で推移しているものの、燃料や物資の高騰は収益に影響を与えることとなりました。

また、45クラスのスイングヤーダを本年度導入する予定でありましたが、納期の遅れもあり本年度に導入することといたしました。

森林整備部門におきましては、森林研究整備機構との分収契約による事業、提案型施業による公社造林地の更新伐事業を実施してまいりました。

また、循環型林業構築のため伐跡地の再造林これに付随する保育事業は、組合独自の森づくり積立金と三市町より森林環境譲与税を財源とした高津川流域森林再生支援事業の補助金を併用し、引き続き森林所有者の負担「ゼロ」といたしました。

地籍調査事業であります。本業以外に森林環境譲与税を財源とした境界の明確化事業等を実施いたしました。

その結果、令和6年度における総事業収益は519百万円の取扱となり当期剰余金は536万円を計上することができました。

厳しい経営環境下においてこのように利益を

計上できましたのもひとえに、組合員の皆様方、関係各位のご指導・ご協力並びに職員の努力によるものであり、心より感謝すると共に厚くお礼を申し上げます。

終わりに、本日ご臨席の皆様方のますますのご活躍とご健勝をご祈念申し上げ、ご挨拶いたします。

**主な質疑**

柿木地区 田村正人 様

柿木地区はオーガニックビレッジを推奨している。森林組合には山や川を守るという使命をもって頑張ってもらいたい。後継者育成についても職員待遇、人権の保護、あらゆるハラスメントに対し正しい対応をお願いしたい。地籍調査に準ずる調査として森林境界確認事業を実施したが、境界図や情報が県の管理で、一番必要としている所有者には何もない。所有者が情報を共有できるように願います。

**執行部**

山や川を守るという使命で経営を行っている。こうした点を踏まえ、高津川漁協と連携し河川の汚濁に繋がらない作業道づくりの覚書を締結する運びとなっている。職員の待遇改善のため月給制にしたわけであるが、職員には、将来を見据えた大改革であることを理解してもらっている。またコンプライアンスについては、毎年一回実施している。境界図については森林所有者が必要とするものであり、共有できる体制とする。また、高齢化により境界の立ち合いが困難であることから航空レーザーによる調査の推進を図っている。

柿木地区 田村正人 様

地籍調査は所有者が現地立会で境界を決

めるのが前提であって、航空レーザーやリモートセンシング技術で境界が決められるのか疑問。

**執行部**

現在では山に行かなくても3D(3次元)による確認も可能でありこれを推進している。

津和野地区 齋藤勲 様

間伐による利益還元に努めるとあるが、作業道開設などにより利益の還元が少なくなるのではないか。

**執行部**

現場にもよるが利益還元が出来ない山もあります。作業道開設は将来に渡る道であり、2回目以降の間伐では利益還元が可能である。

**議長お疲れ様でした**

総代会議長として津和野地区総代の長嶺常盤様を指名いたしましたところ、当日の議長を快く引き受けていただき、お陰をもちまして全議案が可決成立いたしました。大変ありがとうございました。

**永年勤続表彰勤続二〇年**

地籍課係長 佐々木政紀さん

**令和7年度の諸手数料料率が次のように決定いたしました。**

受託販売手数料	販売金額の5%以内	税抜
林産受託生産手数料	販売金額の10%以内	税抜
立木販売手数料	販売金額の10%以内	税抜
競争入札取扱手数料	落札金額の10%以内	税抜
林地供給手数料	供給額の5%以内	税抜
森林整備補助金取扱手数料	補助金の10%以内	税抜
森林整備地域活動支援交付金事務取扱手数料	交付金額の10%以内	税抜
森林整備事業手数料	事業費の20%以内	税抜
搬出間伐手数料	事業費の25%以内	税抜
農林漁業資金取扱手数料	貸し付け金額の1%以内(貸付時) 貸し付け残金の1%以内(償還時)	税抜
融資事務取扱手数料	融資金額の1%以内	税抜
災害保険金取扱手数料	取扱金額の5%以内	税抜
諸証明手数料	1件1筆につき1,000円、1筆を増すごとに200円増(員外倍額)	税抜
諸調査手数料	実費徴収	税抜

# 令和6年度決算報告

## 貸借対照表

令和7年3月31日現在

単位:千円

科目	金額	科目	金額
現金預金	98,741	支払手形	
売掛金	4,699	短期借入金	
未収金	187,628	買掛金	7,125
棚卸資産	10,088	未払金	41,929
その他流動資産	2,950	その他流動負債	16,805
流動資産合計	304,106	流動負債合計	65,859
有形固定資産	142,955	長期借入金	
無形固定資産	1,979	林業改善資金借入金	11,200
外部出資金	30,802	退職給付引当金外	30,822
農林漁業資金貸付金		固定負債合計	42,022
その他の資産	222	負債合計	107,881
固定資産合計	175,958	出資金	149,329
		法定準備金	68,567
		積立金	140,450
		(前期繰越剰余金)	8,473
		当期末処分剰余金	5,364
		純資産合計	372,183
資産合計	480,064	負債純資産合計	480,064

## 損益計算書

令和6年4月1日～令和7年3月31日

単位:千円

科目	小計	合計
I 事業総損益		
1 事業収益	519,422	
2 事業費用	405,340	
事業総利益		114,082
II 事業損益		
1 人件費	80,312	
2 旅費交通費	1,834	
3 事務費	2,674	
4 業務費	2,485	
5 諸税負担金	2,367	
6 施設費	17,904	
7 雑費	861	
事業管理費計		108,437
事業利益		5,645
III 経常損益		
1 事業外収益	2,804	
2 事業外費用	1,227	
事業外収益		1,577
経常利益		7,222
IV 特別損益		
1 特別利益	2,300	
2 特別損失	3,092	
特別損益		△ 792
税引前当期利益		6,430
法人税、住民税及び事業税額		1,066
当期剰余金		5,364
前期繰越剰余金		8,472
当期末処分剰余金		13,836

## 令和6年度 剰余金処分案

単位:千円

摘要	内訳	小計	合計
当期末処分剰余金			13,836
組合積立金取崩額			
1 高性能林業機械取得等積立金取崩額		3,000	3,000
剰余金処分額			
法定準備金	当期剰余金の20%以上	1,100	
任意積立金			
(1) 施設修繕等積立金		3,000	
(2) 損失補填積立金		1,000	
(3) 高津川森づくり積立金		2,000	
(4) 高性能林業機械取得等積立金		1,000	8,100
次期繰越剰余金			8,736

## 令和7年度運営の基本方針

安定的な組合経営を行うにあたっては、事業量の確保を図るとともに担い手の安定的確保と人材育成が大切と考えております。厳しい経済情勢ではありますが、本年度より現場職員を月給制とし新たな体制で運営いたします。さらなる改革・改善を行い役職員一体で経営の安定化に努めてまいります。

担い手確保は農林大学校等に公募し、機械購入費の助成金制度・安全装備品の貸与制度・購買品の助成金制度・就職支援金制度など組合の魅力をプレゼンテーションしてまいります。

林業労働災害撲滅のため、引き続き労働安全コンサルタントと顧問契約を締結し、安全に対する意識の高揚を図り、休業災害「ゼロ」記録の更新に努めます。

本年度末をもって現総代の任期が満了になります。  
来年2月以降、各地区にて新総代選出の地区委員会を開催いたしますので  
ご協力の程よろしくお願いたします。

お知らせ

## 労働災害『ゼロ』へ!! 令和7年度安全大会開催

昨年発生した行動災害により労働災害ゼロ記録が途絶え、労働安全コンサルタントの中村様による「なぜなぜ分析」を行うなど意識の改革を行っており、本日で休業災害ゼロ記録245日を迎えたところであります。引き続きこの記録の更新に努めなければなりません。現場職員に対しては7月・8月を限定に、熱中症手当として月10,000円を支給することといたしました。作業時の水分補給対策に備えていただきたい。

熱中症は、日常生活においても起こりうることでありますので自己管理の方もしっかり行っていただきたい。



益田地域産業保健センターの登録保健師 中山容子様『働く人のメンタルヘルス～こころの健康寿命をのばそう』を演題に研修会を行いました。

生活上の主な出来事がストレスになり、良い事も悪い事もストレスになるという事、続いて職員に対するコンプライアンス研修(パワハラについて)も一緒に行いました。職場環境悪化、生産性低下、退職者・メンタル不調者増加等、職場にとって影響の大きいハラスメントです。全員が当事者として関わる意識を持つ事が大事だと教わりました。

午後から産業保健総合支援センター産業保健相談員 岡村健司様に『心身を整え 転倒や腰痛災害の無い職場とするために』を演題に研修会を行いました。

去年はバランスを崩して転倒するという行動災害が発生しましたので職員全員で転倒について学び自分を知るための「立ち上がり」テストや「2ステップ」テストなど行い、有意義な時間を過ごしました。転倒による労働災害は増加傾向にあるので現場職員だけではなく全職員で気をつけていきたいと思えます。



## 安全宣言

私たちは、現場のルール・作業手順を遵守して、常に安全意識を持ち作業を行います。

また、互いに声を掛け合い、どんな小さな危険も見逃さず、安全管理の徹底を図り、未然に災害を防止し、安全衛生水準の向上を目指します。

そして、「安全な職場環境の実現」を掲げ、「労働災害ゼロ」を目指します。

令和七年七月一日

高津川森林組合 職員代表  
林産班 班長 永田 裕二



## 熱中症対策!!

労働安全衛生規則の一部を改正する省令が令和7年6月1日から施行され、事業者に対して労働者へ熱中症対策が義務付けられることとなりました。それを受け熱中症予防、現場における対応等、今一度確認し、変更点を周知するよう指導を受けました。

熱中症の死亡災害はほとんどが『初期症状の放置・対応の遅れ』で起こっている状況から適切な対策の実施が必要になっています。



## 熱中症対策セット



現場で作業する職員へ1人1セットずつ配布しました

## 作業道の開設に関する覚書調印式

7月10日に高津川漁業協同組合様と「作業道の開設に関する覚書」調印式が執り行われました。林業と漁業は、どちらも地域の重要な産業であり、対立するのではなく、共存共栄の道を探るべきだという共通認識のもと、話し合いを進めてきました。その結果、作業道の開設方法や管理について具体的な対策を盛り込んだ覚書を締結し、お互いより良い関係を築けるという結論に至りました。



## 第72回森林計画研究発表大会にて佳作受賞



2月19日にオリンピック記念センターで開催された、第72回森林計画研究発表大会において地籍課の永嶺勉課長が『高齢化問題に直面する境界確認事業の大改革』について発表し見事佳作を受賞しました。津和野町が導入したレーザ航空測量データを活用した森林境界確認事業への取り組みが高く評価されたものです。

組合長と共に津和野町の下森博之町長を表敬訪問し受賞報告を行いました。

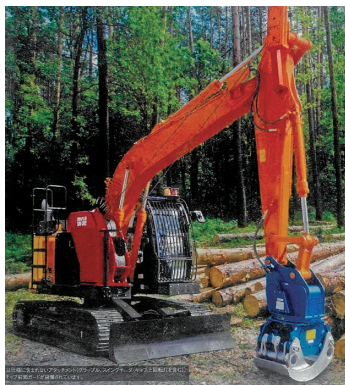
## 災害に強い事務所を目指して



長年の懸念事項でありました本所北側の法面補強工事が3月に完成しました。地震や大雨などの災害時にも安心できる事務所として地域に貢献できるよう努めたいと思います。

防草シートで法面を保護し最新の籠マット工法を採用いたしました。

## 令和7年度 導入機械の紹介



スイングヤーダ(0.45クラス)

総事業費 34,650千円 補助金15,700千円



ウルトラザウスロボ

総事業費 4,400千円 補助金1,330千円

## 組合員資格手続きについて

\*組合員資格の相続手続きは**300日以内**に

組合員が亡くなられた時は、相続手続きのお願いをしています。規程上、300日以内にお届けください。

\*転居などにより住所や連絡先が変更になった場合は総務課まで連絡をお願いいたします。

総務課Tel 0856-25-2667

## 林業に係る税制について



「山林の所有」、「山林の伐採または譲渡」、「林地の譲渡」、「山林の相続・贈与」の際においては、原則として次のような税金が課税されます。また、林業税制においては、林地(土地)と山林(立木の集団)が税務上異なる形で扱われています。

(所得区分の違い、相続税・贈与税の財産評価の方法の違い)

※R7年2月時点の法令を参照 ※地方税の税率は地区町村によって異なります。

※H25年～R19年までは復興特別所得税2.1%が課税されます。

### 山林を所有している場合

固定資産税 (評価額×1.5%)  
都市計画税 (都市計画区域内に限る)

### 山林の相続・贈与が発生した場合

#### 山林の相続をした場合

相続税 (課税価格×税率(10%～55%))  
登録免許税(固定資産税評価額(不動産の価格)×0.4%)

#### 山林の贈与を受けた場合

贈与税 (課税価格×税率(10%～55%))  
登録免許税(固定資産税評価額(不動産の価格)×2%)  
不動産取得税(固定資産税評価額(不動産の価格)×3%)  
印紙税(不動産の贈与契約:一律200円)

### 山林を伐採または立木のまま譲渡した場合

#### 保有期間が5年を超える場合

所得税(山林所得)  
(課税所得金額×税率(5%～45%))  
個人住民税(課税所得金額×税率(10%))

#### 保有期間が5年以内の場合

事業として行われている場合  
所得税(事業所得)  
(課税所得金額×税率(5%～45%))  
個人住民税  
(課税所得金額×税率(10%))  
個人事業税  
(課税所得金額×税率(非課税or5%))

#### 事業として行われていない場合

所得税(雑所得)  
(課税所得金額×税率(5%～45%))  
個人住民税  
(課税所得金額×税率(10%))

### 林地を譲渡・取得した場合

#### 林地を売った場合

- 譲渡により生じた譲渡益に対して  
所得税(譲渡所得)  
(課税所得金額×税率(30%or15%))
- 個人住民税 (課税所得金額×税率(9%or5%))

#### 林地を買った場合

- 取得土地の所有権移転登記に対して  
登録免許税  
(固定資産税評価額(不動産の価格)×2%)
- 林地の取得に対して  
不動産取得税 (固定資産税評価額×4%)
- 取得土地の売買契約に対して  
印紙税(契約金額に応じた税率)